

委員会提出議案第1号

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年6月15日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 佐藤 隆治

提案理由

災害の発生等により議場に参集できない場合など、所定の要件を満たしたときに、会議を欠席し、早退し、又は遅参したため議場にはいない議員が、オンライン会議システムを活用して一般質問又は緊急質問を行うことができるようにするため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般質問)</p> <p>第 62 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。<u>ただし、第 63 条の 2 第 1 項の規定により質問する場合(質問の順序に当たっても質問しないときを除く。)</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>第 63 条 (略)</p> <p><u>(オンライン会議システムを活用した質問)</u></p> <p><u>第 63 条の 2 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により会議を欠席し、遅参し、又は早退した議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下この条において「オンライン会議システム」という。)を活用して、第 62 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による質問をすることができる。</u></p> <p><u>2 議員は、前項の規定によりオンライン会議システムを活用して質問するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 議員がオンライン会議システムを活用して質問する場合における第 50 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単なものである場合その他特に議</u></p>	<p>(一般質問)</p> <p>第 62 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p> <p>第 63 条 (略)</p>

長が許可したときは、議席で発言することができる」とあるのは、「得てしなければならない」とする。

4 オンライン会議システムを活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 63 条の 3 及び第 63 条の 4 (略)

第 63 条の 2 及び第 63 条の 3 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。